

## 平成29年12月定例教育委員会会議結果報告及び会議録（要点筆記）

日 時：平成29年12月20日（水）13：30～14：40

場 所：古賀市役所 第2庁舎 402会議室

出席委員：長谷川教育長 石橋委員 小山委員 松本委員 米倉委員 大賀委員

欠席委員：なし

事務局：清水教育部長 簗原教育総務課長 木部学校教育課長兼主幹指導主事 力丸生涯学習推進課長 桐原青少年育成課長 星野文化課長 池見学校給食センター所長 伊丹指導主事 教育総務課庶務係（松尾、民谷）

傍聴者：0名

付議事項：

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 諸報告
  - (1) 教育長報告
  - (2) 教育委員情報交流
    - ・キッズウィークについて
  - (3) 教育委員会報告
    - ・市議会第4回定例会について
    - ・国史跡船原古墳保存活用計画（案）の報告について（別冊）
4. 議案

番号	件名	議決年月日	議決結果
第47号議案	古賀市立学校職員の人事評価の結果の開示に関する要綱の一部を改正する訓令の制定について	H29.12.20	原案可決
第48号議案	古賀市立学校職員の業績評価の結果に対する苦情の申出の処理に関する要綱の一部を改正する訓令の制定について	H29.12.20	原案可決

5. 協議事項 なし
6. その他事項
  - (1) 各課（所属）等報告
  - (2) その他
7. 閉会

会議内容：以下のとおり

1. 開会  
13時30分、議長が開会を宣言。
2. 教育長あいさつ
3. 諸報告
  - (1) 教育長報告  
(行事等)

- ・インフルエンザ関係で、古賀中学校の1クラスで本日午後から明日まで学級閉鎖となっている。特に中学校3年生は受験期に入るので学校だけでなく家庭でも注意してほしい。

## (2) 教育委員情報交流

- 石橋議長 本日のテーマはキッズウィークについてです。キッズウィークが来年度から導入される。キッズウィークは夏休みの一部をずらして、その休みに親子の触れ合いや体験的な学習をやりましょうということ。果たしてキッズウィークの効果があるのかないのか、取り入れた方がいいのかどうか、皆さんのご意見ご感想を聞かせていただきたい。
- 教育長 文科省から学校教育法施行令の一部改正ということでキッズウィーク関連の通知がきている。留意事項のところに、学校設置者は本政令改正の体験的学習活動等休業日の設定について検討するよう努めることとされている。その際、児童生徒等や学校、地域の実態に充分配慮するとともに教育現場に混乱が生じないように配慮することとされている。秋など気候のいい時に休みをずらすということだが、学校からすると秋は一番勉学にいそむさわやかな季節。委員の皆さんのご意見をいただければ今後参考にさせていただき古賀市の方向性を決定していきたい。
- 小山委員 学校の休暇を移し替え、働き方について考えるきっかけとして出されている。企業や個人の対応を求められているが実態にそぐわない国の理想の形が先行しているように思います。労働環境が整っていなかったり、非正規雇用者は仕事を休めなかったり、収入が減ってしまったりという問題もある。有給を持っている方でも、子どもさんがいれば学校行事や病気をした時のために確保していることが多い。その中でキッズウィークを進めていくことは難しいのではないかと思います。古賀市として考えてほしいのは、そういう各家庭の状況を踏まえて、子どもや保護者、先生方、教育への影響などいろいろなことを考慮して休暇を設けてほしいと考えます。
- 大賀委員 子どもの休みに併せて親も休暇を取得できるとは限らないが、家族がともに過ごす機会や働く人の休暇をもっと増やすということは賛成です。先生方の働き方の改善にもつながるのかなと思いました。非正規社員やパートタイマーだと休んだら必ず生活に降りかかってくるので喜ぶ人ばかりではないと思うが、国の方針ということであれば、思い切って有給をとれるのではないかと感じました。親が休めない場合の子どもの預け先の確保は必要だと思います。普段学童を利用していない人が夏の長期期間などに預けるところがなく困っているという話を時々聞きます。私は学童を利用していないので現状はわからないが、子どもの安全を確保するというところでまず環境を整備する必要があるのではないかと思います。
- 米倉委員 親が休めるかどうかが一番の問題だと思う。親が働いているのに、子どもだけ家に残る状況は良くないと思う。特に小学校低学年は親がいないときに家に子どもだけということは避けなくてはいけない。もし作るとするならば、一番影響の少ないところに作らざるをえない。
- 松本委員 親が休めない場合が心配。パートの場合など、急に学校が休みになると困る保護者はたくさんいらっしゃる。社会の仕組みを整えばスムーズにいくのだろうが。土日に休めない職種の方もいらっしゃるし、バランスが難しいと思う。

石橋議長 今のご意見はメリットとデメリットがあるということだろうと思う。導入することのメリットとしては親子の触れ合いの時間が増えたり、体験的活動ができた、有給取得の促進もできることが考えられる。有給休暇はなかなか日本人は取りづらいものだが、こういうものがあれば社会全体の理解がされてくることもある。また、先生の勤務状況の改善や授業時数の確保もできるのではないかと思います。一方でデメリットが多い気はする。例えば、行楽地の営業はあるのか。職場環境が休める環境にあるのか。職場が休みを認めてくれる環境なのかどうか。そうすると古賀市だけで取り組んでもできるものではない。国や県での取組がないと浸透しづらいのではないかという気がする。子どもだけで休ませる家庭が出てくると、親は仕事、子どもはゲームセンターで遊んでいるということになればデメリットになる。部活動がどうなるのかということも考えなくては行けない。中体連との調整なども必要かもしれない。ひょっとすると保護者からのクレームもあるかもしれない。親は休めないのに子どもは休ませて、子どもを預けるためにお金が必要になる等。広域的な取組が必要だし、古賀市だけで行うのは時期尚早なのかなと私は思ったのですが、教育長いかがですか。

教育長 授業時数と教職員の働き方については、私はあまり変わらないと思う。例えば夏休みに5日間授業をし、10月に5日間休みを取るということになれば、授業時数は変わらない。教職員の勤務日数も大卒では影響がない。教職員を含む労働者の立場からすると、保護者と子どもの休みが同じ日にならないことがある。例えば、秋の行楽シーズンに5日間休みをとり、その代わりに5日間夏休みに授業をするという発想はわからなくはないが、秋の時期に休みがとることができるかどうか。夏季休業中でもほとんどの保護者はお盆前後で休みをとることができるか、どうかというところ。特にサービス業の方は厳しい。石橋委員が言われたように、県や国で取り組むべきだということはわかる。例えば、大きな祭りがある市町は、親子で祭りに参加するために休みにするなどやりやすいが、古賀はそういう祭りはない。そこで考えたのは、資料の中で、夏季休業日等の長期休業日のうちの数日を授業日に振り替え、学期中の授業日を体験的学習活動等休業日とし土曜日や日曜日と合わせて新たに連続した休業日を設定する場合、という例がある。市で学校管理規則を定めているが、休業日（5）の規定を改正して先ほどの事例に当てはめてはどうかと考えている。今の規則では冬季休業日は25日からと規定しているが、それを24日から変えてはどうか。今年と来年は24日が土日であるので影響はないが、平成31年からは休日の関係で24日だけ出校するという状況が5年間続く。私が古賀東中にいた時から、12月に東風フェスタとして、土曜日に地域と連携した、駅伝大会とバザー、ミニ文化発表会を実施し、24日をその振替の休みとしている。その11校版を考えている。年末なので、地域などで餅つきをすとか、いろいろな行事がある。また、年休消化をしようという企業もあり、休みやすいということもある。年末だからこそ忙しいご家庭もあるとは思いますが、その1日を休みにすることで子どもたちにとって冬季休業日が24日から始まるということになる。これを今、ひとつの案として考えております。

石橋議長 今後の市教育委員会の取組としての提案がありました。何かご意見ありますか。

教育長 キッズウィークを古賀市が進めるとすれば、12月24日を休みにすることによって冬季休業を連続性のあるものとし、家庭や地域との行事で体験的な活動をするということです。

米倉委員 12月24日をキッズウィークにするのは賛成です。現場では、一日だけ学校があるというのは大変。ここを活用するのはいいことだと思います。

石橋議長 今もご意見をいただきましたけれども、前向きにご検討いただきたいと思います。

### (3) 教育委員会報告

石橋議長 教育委員会報告をお願いします。

教育部長 18日に閉会した、古賀市議会第4回定例会のご報告をいたします。今回の議会において、教育部からの提案は、条例制定案件で、古賀市適応指導教室条例の制定について、条例廃止案件で古賀市青少年総合センター条例を廃止する条例の制定について、補正予算案件2件でございました。条例案件はいずれも賛成全員で可決、一般会計補正予算案についても、賛成多数で可決しております。

続いて、一般質問の教育部に関連する部分だけ、できるだけ簡潔にご報告させていただきます。岩井議員から、人口増加対策について、と題して質問がっております。特に外国語教育の現状と認識、必要性、今後の方向性についてのご質問では、来年度からの外国語活動や教科化に向けた教職員の英語習得への支援や、ALTの活用について説明をしております。その質問の中で、外国人とのコミュニケーション力の向上策として、アジア太平洋子ども会議ホストファミリーへの補助金を復活してはとのご意見に対しては、現状のままと考えるとの回答をしております。そのほか、学校で殺処分される犬を飼育してはとのご意見に対しては、犬の特性や教員の負担増の懸念もあり実現は大変難しいと回答しております。また、市内の通学区を自由に選択できるようにしてはとのご意見に対しては、学校を中心としたコミュニティづくりを推進しており、現状において、本市には適さないと思われるとの回答をしております。

古賀議員から、市のスポーツ振興策について、と題して質問がございました。本市では、古賀市スポーツ振興後期アクションプランとして3つの基本方針を柱に事業展開しており、子どもの体力向上や、大人のスポーツ実施率の向上、さらにスポーツ環境の整備に取り組み、それぞれ成果を上げております。なお、大人のスポーツ実施率については、本年度、次期スポーツ振興基本計画の策定に向けたアンケート調査を行っており、2月ごろ調査結果がまとまる予定であると回答をしております。また、他市の例を交えて、スポーツ施設の管理委託あるいは指定管理についての質問がありました。古賀市体育協会からの要望もあっているが、体育協会側の体制もあることから、今後協議の場を持って検討したいと回答しております。

内場議員からは、市民応援の古賀市政をどう進めるのか、と題した質問の中で、小中学校のエアコンの設置等の環境整備と不登校児童生徒への対策など教育環境の充実の推進についての質問がありました。エアコン設置については、これまでと同じ回答ではありますが、事業手法や進め方、維持管理の費用見込み等総合的に勘案しながら設置に

向けた検討を続けるとの回答をしております。また、不登校児童生徒に対する対策としては、スクールカウンセラー等の人的配置や関係機関との連携した取組により推進していくとの回答をしております。

井之上議員からは、市民をがんや災害から守るには、と題して質問がなされました。これに対して、小中学校の保健領域で、がん教育推進のための教材を補助教材として活用しながらがん教育を実施していることについて説明を行いました。また、がん教育の在り方に関する検討会による、学校におけるがん教育の在り方についての報告書に基づきがん教育を推進していただきたいとのご意見がっておりますが、報告書については、すでに校長会で配布済みであり、今後も取り組んでいくとの回答をしております。

田中議員から、さらに親しまれ活用される図書館へと、ふるさと納税を活用し学びを支える制度の充実を、の2件の質問がありました。まず、1件目については、こども向けの各種事業や、地域文庫や学校図書館への配本、さらに趣味や健康など暮らしに役立つ講座の開催など、魅力ある図書館づくりに努めていることを説明しております。また、貸出冊数が2012年をピークに減少傾向にあることについて、資料を基に質問がありました。紙媒体の読書からスマートフォンやインターネットなどで本を読む時代になったことなど、図書館利用にマイナス要因があることなどの説明をしております。図書館利用の地域差については、学校図書館や地域文庫、地域の団体への貸し出しなど身近に本を手にする機会を提供していること、さらに、開館時間の延長については、検討する必要性を感じており、今後研究すると回答しております。さらに、学校図書館開放の拡大の質問に対しては、学校の活動に支障のない範囲で開放するものであり、現在も各学校の判断で開放する日数や時間の差はあっても、全11校が開放を行っており、目的に沿って実施されていると考えると説明しています。2件目の質問で、子どもの進学と家庭の経済状況の関係の把握については、各学校の個別の三者面談等において把握をしていること、また、本市は奨学金に関するリーフレット、夢をあきらめないで、を作成し、小学校入学時に配布するなど保護者への周知を図っていると説明しております。さらに、北九州市が行っている奨学金の返済を支援するという取組が紹介され、ふるさと納税を活用して本市でも実施してはとのご意見がありました。これに対しては、ふるさと納税が今後継続するか不明であり、財源が断たれた場合、中断せざるを得ない事態も生じる可能性があることから、慎重な判断が必要と回答しております。

平木議員からは、目標人口に向けての取組は、と題した質問の中で、市内小中学校のエアコン設置についての質問がありました。先ほどの内場議員への回答と同じく、近年の気温上昇やPM2.5の影響などの学習環境や、教員の労働環境の改善からも取り組むべき課題として認識しており、設置に向けた検討中であるとの回答をしております。

吉住議員からは、受験期の臨時自習室を、と題して質問がありました。昨年のリーププラザこがオープン後、今年5月からは自習室が満席のときは臨時自習室の対応をとることにしておりました。しかしながら、定時点検の際は、満席の状態とは言えず、これまで臨時自習室を開放したことはありませんでした。ただ、これから利用者が多くなる時期であり、状況を把握しつつ貸館と調整しながら臨機応変に対応していくという回

答をしております。以上が、第4回定例会で行われた一般質問の概略でございます。

石橋議長 国史跡船原古墳保存活用計画（案）の報告について、文化課お願いします。

文化課長 本日詳しい計画案を配布しております。現在、計画策定を文化課で行っており、進捗状況を含め報告いたします。船原古墳は昨年10月に国史跡指定となったことから、将来的な保存活用についての方向性を示す計画を作る必要があります。そこで文化財係を担当として、今年度外部の計画策定委員会を立ち上げ、また庁内委員会も立ち上げ取り組んでいます。この度計画の素案がまとまりましたので、配布しております。目次をご覧ください。計画策定の目的や古墳の概要、基本理念、保存管理と今後の活用などの大きな方向性を出すような計画としております。59ページをご覧ください。基本理念ということで、古賀市総合振興計画の都市イメージで使われている、つながりにぎわう快適安心都市こがから、つながりという言葉を用いて、マスタープランの実現を担うという形でこの計画を位置づけ、（1）過去とのつながりを学ぶ（2）現在におけるつながりを築く（3）未来とのつながりを育むというような形で基本理念としております。船原古墳は国内にも類を見ない、古墳の外に作られた埋納坑から馬冑などの国宝級ともいわれる出土品が複数見つかっております。また、調査研究中ではありますが、この計画を策定することで今後将来的に古賀市としても守り伝えていきたいと考えております。この計画については、パブリックコメントを行います。別紙をご覧ください。12月22日から1月22日までの約一か月間、市役所など市内公共機関や市ホームページなどにおいてパブリックコメントを実施いたします。市民の皆様から広くご意見をいただき、また教育委員会にも提案させてもらい、この計画案を確定していく方向です。教育委員の皆さんもご覧いただき、ご意見をお聞かせください。

石橋議長 船原古墳保存活用計画について説明いただきました。パブリックコメントということで、一般にいろいろな意見をいただくということです。何かご意見ありますか。将来的には、公園になるのですか。

文化課長 今年度、まず広場整備として、草が生えていたところを整地し、砂利引きの駐車場を作る工事をしております。将来的には私どもも公園にという想いはございますが、財政的などところも鑑みて今後検討していきたいと考えております。

石橋議長 国宝級の埋納坑が出てきているから、ぜひともきちんと整備していただきたい。

文化課長 まずは、現地に行けるような状態を作りたいということで、駐車場の整備をしております。墳丘などについては保護という形も含めて土盛りなどを計画的に実施していきたいと考えております。

#### 4. 議案

石橋議長 第47号議案、古賀市立学校職員の人事評価の結果の開示に関する要綱の一部を改正する訓令の制定について、第48号議案古賀市立学校職員の業績評価の結果に対する苦情の申出の処理に関する要綱の一部を改正する訓令の制定について、一括して提案をお願いしたい。

教育総務課長 （第47号議案 議案朗読）

福岡県では平成28年4月の地方公務員法の改正により、人事評価結果の給与への反映を前提に人事評価制度の見直しが行われており、昨年度から校長について本格実施するとともに、校長以外の職員については試行をしておりました。今回、試行の結果を踏まえて、平成29年4月1日付で改正が行われ、一般の教職員についても人事評価結果の給与への反映が本格実施されることとなりました。教職員の人事評価については、県の規則である、福岡県市町村立学校職員の人事評価に関する規則で定められており、その中で、業績評価の開示、開示面談の申出、苦情の申出の方法については、市町村教育長が定めることとされております。それに伴い、平成29年4月1日付で、県の人事評価に関する規則が改正されたことにより、今回、第47号議案と第48号議案を提案するものです。参考資料の新旧対照条文で説明いたします。この訓令では、業績評価の開示、開示面談の申出の方法について規定しています。まず、第2条開示の方法についてです。今回の改正で、業績評価の開示方法が大きく変更されております。これまで、希望者が申し出ることにより業績評価の結果を開示していたものを、被評価者全員に開示することとなります。右の欄の現行をご覧ください。第2条開示の方法の第1項で、開示の対象者は、2行目、開示を希望する者及び評価者が必要と認める者とし、開示をする部分を5行目、評価補助者による評価並びに評価者による発揮能力及び実績の評価を記入した欄を除いたものとしておりました。また、第2項で、開示の請求は希望者が評価者に申し出ることにより行うもの、第3項では、開示は閲覧をもって行うものとし、特に希望者が望む場合にあつては、その写しを交付するものとしておりました。左の欄の改正案をご覧ください。今回の改正で、第2条第1項の2行目、被評価者本人に対し、業績評価書のうち、総合評価の評語を人事評価結果開示書により開示するものとする、とし、第2項において、最終確定者は最終評価終了後一週間以内の開示書を被評価者本人に交付するものと改正しております。総合評価の評語とは、S・A・B・C・Dの5段階評価となります。第3条面談等について、改正案をご覧ください。規則第10条の面談の実施を希望する場合は、開示書の交付から一週間以内に人事評価結果開示面談申出書を評価者または最終確定者に提出するものとするを新たに規定しております。現行において、第4条開示の期間を削除しております。これは、今回の県規則と併せて実施要領が改正されておりますが、その中で、一般の教諭等の業績評価の実施時期が2月末日から1月末日に時期が変更されたため、第4条の開示の期間の規定を削除し、改正案の第2条、第3条で開示期間、面談期間をそれぞれ一週間以内と規定しております。人事評価結果開示書及び開示面談申出書を新たに定めております。附則において、この訓令は公布の日から施行するとし、今年度の業績評価からこの要綱に基づき、評価結果の開示を行っていくこととしております。

続いて、25ページをお願いします。第48号議案古賀市立学校職員の業績評価の結果に対する苦情の申出の処理に関する要綱の一部を改正する訓令の制定についての説明をいたします。

(第48号議案 議案朗読)

この訓令では、苦情の申出に関して改正をしております。県の規則の改正で、これまで、

苦情の申出は被評価者全員ができるとされていたのが、開示面談を受けた職員のみとなったことから、改正するものです。新旧対照条文で説明いたします。第1条については、県規則の条ずれの関係で現行の第1条の4行目第10条を第11条に改正しております。第2条苦情の申出第4項においても、申出期間を現行の開示の期間が終了した日の翌日から起算して1週間から、面談終了後1週間と改めております。その他、県規則の改正に併せて、評価者を最終確定者とする等の文言の修正をしております。附則において、この訓令は公布の日から施行するとし、今年度の業績評価からこの要綱に基づき、苦情の申出の処理を行っていくこととしております。説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

石橋議長 ご質問はありますか。県の規則が変わったことによって、市教育委員会の要綱も改正するということです。

《第47号議案、第48号議案 原案可決》

## 5. 協議事項 なし

## 6. その他事項

### (1) 各課（所属）報告

ア、教育部長 なし

イ、教育総務課 なし

ウ、学校教育課

- ・ 31ページ、不登校児童生徒数ですが、昨年と比べ少ない状況を維持しております。生活リズムを崩しやすい冬休み明けが心配されますので、しっかりと子どもの状況を見据えた対応を校長会や教頭会を中心に指導し、支援を行っているところです。
- ・ 中体連新人大会、中文連の結果について。県大会に出場したものもあります。どの中学校もしっかりとがんばっている様子がおわかりいただけると思います。
- ・ 教職員の研修状況について。12月は教務担当主幹教諭研修会がありましたので、来年度の教育指導計画の見直し等を中心とした研修を行っております。
- ・ 2月15日、グランドデザイン報告会を開催します。

エ、生涯学習推進課

- ・ 1月6日、市民スポーツ研修会を開催します。ペップトークを推奨されている岩崎先生を講師として招き、選手を励ますための短い激励のスピーチや職場や学校、家庭でもすぐに実践できるポジティブな言葉を使うコミュニケーションについて講演を行います。
- ・ 1月7日、成人式記念駅伝、成人式を開催します。実行委員会による手作りの式典を考



えておりますので、出席よろしく申し上げます。

- ・1月26日、2020東京オリンピック、パラリンピックの旗が古賀市に参ります。現在、フラッグツアーを企画しているところです。

オ、文化課

- ・市立図書館・歴史資料館は年末の開館は12月27日まで、年始は1月5日から開館します。

カ、青少年育成課 なし

キ、給食センター

- ・今月は12月22日まで給食を提供します。年明けは1月9日から給食の提供を開始します。

(2) その他

教育総務課長 (行事予定表の説明)

庶務係長 (2月定例教育委員会の日程調整)

石橋議長 2月定例教育委員会は2月16日13時30分とする。

7. 閉会

議長が閉会を宣言し、14時40分閉会した。